

事務所や店舗をお持ちの方へ

償却資産として申告が必要な資産について

事業を行っている事務所や店舗を所有されている場合は、土地・家屋の固定資産税とは別に、償却資産について固定資産税がかかります。

下記に例示している資産は、事業用資産となり、償却資産の対象となりますので申告をお願いします。

| 資産の種類 | 主なもの |
|---------------|---|
| 構築物 建物附属設備 | <ul style="list-style-type: none">・外構工事（駐車場舗装、門、塀、側溝、緑化施設（植木等）、ネットフェンス、自転車置場 など）・内装工事・放送設備・受変電設備・屋外給排水、 など |
| 工具・器具及び備品 | <ul style="list-style-type: none">・事務用品（事務机、キャビネット、応接セット、パソコン、タイムレコーダー、コピー機 など）・テーブル、イス・看板・レジスター・陳列棚、ショーケース、業務用冷蔵庫・防犯カメラ・店内装飾品・エアコン など |

※上記は一例ですので、これ以外にも対象となることがあります。

※テナントの方が賃借している家屋に取り付けた内装、造作、建築設備は、特定附帯設備としてテナントの方に固定資産税がかかります。

★償却資産の申告が必要な資産か分からない場合や、申告方法などで分からないことがありましたら、お気軽に担当までご連絡ください。

古賀市役所市税課 資産税係

TEL : 092-942-1125 FAX : 092-942-1284

E-Mail : shisanzei@city.koga.fukuoka.jp